

# 一八〇二年佐渡小木地震と地震史料

矢田俊文

## はじめに

### 一 大田南畝編『一話一言』所収佐渡小木地震関連文書について

本稿の目的は、一八〇二年一二月九日（享和二年十一月十五日）に起った佐渡小木地震被害の特質を近世文書から明らかにすることにある。

佐渡小木地震被害は広い範囲に起る。たとえば、一八二八年に新潟県中越地域で地震の被害が起る。たとえば、一八二八年に新潟県中越地域で発生した三条地震の場合、被害があつた地域は村上藩領・上州高崎藩領・長岡藩領・新発田藩領・与板藩領・村松藩領・幕府領と広い範囲にわたる。この地震では藩や代官所等から幕府に上げられた被害報告書が存在しているが、藩領・幕府領など支配地域が錯綜してて被害報告によつてもたらされた情報を分析することは複雑な作業を必要とし、被害の全体像を把握することは容易ではない。

しかし、一八〇二年の佐渡小木地震の場合、被害は佐渡一国であつたこと、佐渡一国は幕府領であるため、恵まれた史料が残存すれば地震被害の全体像を把握できる。一八〇二年佐渡小木地震は、近世の地震史料からその地震の特質を明確にする地震としては最適である。

幸いにも、佐渡一国の被害状況を示す史料を大田南畝が彼の隨筆集『一話一言』中に残してくれているので検討が可能である。

当表之儀、十一月十五日至<sup>而</sup>快晴<sup>ニ</sup>物静成日<sup>ニ</sup>御座候処、朝四ツ時余程之地震仕候得共、是迄不覚強事之趣申合<sup>居</sup>候処、昼八ツ時比震返<sup>シ</sup>有之、此節ハ凡建家壱尺余も左右へ震り候様子<sup>ニ</sup>而、家之内<sup>ニ</sup>者居候事相成兼、家内一同庭へ出、終日罷在候、襖・戸障子建付置候分、自然と五六寸明、棚ハ落、手

水鉢はゆりこほれ、鴨居式三寸抜出し、床下束等は震倒、石垣は震り崩シ、

池水之水岡へゆり上候程二面御座候得共、手前御役宅ハ崖近所に無之候故、

地面之割れ等無御座候處、御役所向井同役助七郎御役宅等は崖之上故、高

石垣多分震崩、地面ひゞ割、建家片タ向候所有之、同日引続昼夜五、六

度程宛震候故大難儀仕候、尤追々間遠三相成候得は、当月六日迄、昼夜少々

震氣御シ候、相川表之儀は、右之趣ニ御座候處、在方別而強十里越後の方

小木湊迄場所佐州之船附二御座候、右場所十五日兩度之地震二面家居四百五

十軒程之処、不残潰候上、式百式、三拾軒程焼失いたし、地面も変地いた

し、船掛リ有之候囁之内六、七拾軒潮干渴相成、一向差汐無之、変死人等

も有之、其外村々八、九拾ケ村之内、潰家六百七、八拾軒、大破之家千四

百軒余有之、田畠欠崩、道・橋・損所多、地面割候而、土砂・水押出候所、

是又多分有之、誠ニ前代未聞之變事ニ御シ候、

右 佐渡組頭阿久沢氏文通之由

年号可追記

佐州之儀、先達而一通御届申上候通、当十一月十五日兩度之地震ニて、相  
川始銀山内所々破損、其外在々焼失家・潰家・破損家・焼死人・横死人等  
在之、亦は田畠・用水路・道・橋等所々損所出来仕候ニ付、早速支配之者  
差出見分為仕取調候処、左之通ニ御座候、

#### 相川之分

- 一 山之神教寿院拝礼所御圍ヒ板塀損シ并石垣所々欠崩、
- 一 陣屋御役所向屋根内通其外惣圍ヒ土塀・板塀損シ、石垣欠崩、拾留山損、  
御武具藏、地方役所附土蔵、陣屋附土蔵損シ、稻荷社石垣損シ、作事方  
細工場石垣損シ地面引入、
- (一) 組頭北役宅屋根井内通り所々損、惣土塀・板塀損、石垣欠崩、地面引込

土橋損シ門井土蔵大破、

南役宅屋根井内通所々損シ、石垣欠崩土蔵破損、

江戸ル被遺候広間役兩人住居御役宅長屋屋根井内通所々、其外土蔵破  
損、

奇勝場惣圍ヒ板塀井長崎塀損、石垣所々破損、欠崩、地面引込、

辰巳口番所金銀改出張役所之床屋小判所定問吹所穿鑿鍊粉成所金銀吹  
分所鍊置場鍊粉成所屋根井内通所々損、其外石垣所々欠崩、用水路破  
損、

御金蔵三棟所々壁ひゞ入、同所御役所向屋根内通所々破損、  
須灰谷山之神下戸御米蔵・御雜藏井同所御役所向屋根内通所々破損、  
銅床屋根井内通所々破損、

小早御船道具置場屋根破損、

牢屋惣圍柵板塀損、石垣所々欠崩、

山之神大山祇社屋根破損、

地役人拝領屋敷并町家住所々破損、石垣欠崩、

町々通筋所々地面ひゞ割井引込、川通石垣所々欠崩、

寺四拾ニ寺境内石垣井墓所欠崩、内七ケ寺建坪共所々破損、

宮壇ケ所境内山崩、式社石垣欠崩、

#### 銀山内分

- 一 川通板枠式ケ所延長百八間余破損、
- 一 同西枠三ケ所二面延長五拾式間余破損、
- 一 同片枠三ケ所二面延長拾九間余欠崩、
- 一 往還筋之内字甲坂落石場所一ケ所、

此間數、東西拾九間余、南北五間余、落重高式丈余

此場所之後、銀山往還筋<sup>ニ</sup>有之候、其上板枠場所<sup>ハ</sup>大石落込、水堰<sup>ニ</sup>相

成、川水諸間歩水道筋<sup>ハ</sup>落込差障<sup>ニ</sup>相成候<sup>ニ</sup>付、早速取掛り追々一円割取

候積り、

一同字宗太夫落石場所一ヶ所

此間數、東西七間余、南北四尺余、高五尺余、

同字落石場所一ヶ所、土橋三ヶ所破損、

諸間歩水道筋之内留棚拾一ヶ所延長九拾四間余、

同断<sup>ニ</sup>之内留棚拾七ヶ所延長三百八拾二間余、

西三川金山之分

砂金山稼所二ヶ所山崩、

溜井三ヶ所破損、

江道筋所々欠崩<sup>井</sup>切拔候江道二ヶ所潰込、

在之分

燒失家三百二拾八軒 潢家七百三拾二軒

破損家千四百二拾三軒 燒失土藏一拾三棟

潰土藏一棟 破損土藏三拾七棟

潰藏三棟 破損納屋一軒

田畠損地二百五ヶ所 往還道山崩・川欠百拾ヶ所

用水路損地百二拾一ヶ所

橋二拾二ヶ所破損

溜井破損四ヶ所

御林地面欠崩七ヶ所

百姓持林欠崩三ヶ所

用水堰地割二ヶ所

獵船七艘破損

燒死人拾四人

橫死人五人

怪我人二人

メ

○潰家五軒

田地損地七ヶ所

用水路損所拾六ヶ所

作場道欠崩八ヶ所

怪我人無御座候

橋五ヶ所

加茂郡百ヶ村之内拾一ヶ村

破損家四百五拾七軒

破損土藏八軒

田畠損地百三拾ヶ所

加茂郡百ヶ村之内拾一ヶ村

用水路損所三拾三所

往還道山崩三拾八所

作場道損所四拾六ヶ所

御林地面欠崩六所

百姓持林欠崩三ヶ所

獵船七艘破損

横死人壹人

怪我人二人

是ハ支配之者差遣見分吟味為致候處、横死人之儀ハ地震<sup>ニ</sup>て家居震潰候節、屋根下ニ  
相成即死仕候、怪我人之儀も、右同様<sup>ニ</sup>て怪我仕、何れも外<sup>ニ</sup>怪我人も無御座候旨申聞  
候、

○潰家四百五拾四軒

破損家九百拾二軒

潰土藏一毫棟

破損土藏式拾九棟

潰納屋二軒

田畠損地六拾六ヶ所

往還道山崩・川欠五拾七ヶ所

橋拾四ヶ所破損

田地畔欠四ヶ所

溜井破損一ヶ所

作場道<sup>井</sup>石垣・用水吐尻欠崩七ヶ所

怪我人無御座候

雜太郡百一ヶ村之内三十六ヶ村

右、佐州医者 叔平る借写

○惣家数四百五拾三軒之内

焼失家三百式十八軒

潰家六拾五軒

破損家三拾四軒

焼失土蔵二拾三棟

畑二ヶ所欠崩

橋一ヶ所

焼死人十四人

横死人四人

○溜井三ヶ所破損

用水路損所拾七ヶ所

山崩五ヶ所

石垣壊ヶ所欠崩

用水堰地割三ヶ所

雜太郡七ヶ村

用水路一拾九ヶ所、其外所々欠崩

山崩一ヶ所

川欠所々

羽茂郡小木町村  
雜太郡之内式十ヶ村

此訛

順徳院陵壊ヶ所

雜太郡直野村

社四社破損

同郡拾八ヶ村

寺式拾六ヶ寺破損<sup>并</sup>境内門堂石垣等所々破損

同郡拾八ヶ村

寺式ヶ寺破損<sup>并</sup>境内諸堂破損

羽茂郡式ヶ村

寺二ヶ寺焼失

同郡

寺四ヶ寺破損<sup>并</sup>境内所々破損

社一社、堂一字破損

右者、先達一通御届申上候通、当十一月十五日兩度之地震<sup>ニ</sup>て、相川<sup>并</sup>銀  
山内其外在々損所出来仕候間、早速支配之者出役申付、夫々見分為仕候處、  
焼失家・潰家・破損家・燒死人・横死人・怪我人・田畠・溜井・用水路・  
往還道・橋・山崩等仕候分書面之通御座候、

この「佐州地震一件」は、奥書によれば、佐渡の医者叔平から借りて写したものである。「佐州地震一件」は二つの文書から構成されている。「右、佐渡組頭阿久沢氏文通之由 年号可追記」までが一通、そして、「佐州之儀、先達而一通御届申上候通」以下が一通の計二通である。

一通目は、「右、佐渡組頭阿久沢氏文通之由」とあるので、佐渡組頭阿久沢氏が書いた文書であると考えられる。また、二通目も「佐州之儀、先達而一通御届申上候通」とあり、一通目の文書に続いて書かれたものと考えられるので、二通目も佐渡組頭阿久沢氏が書いたものであると考えられよう。以下、一通目を文書A、二通目を文書Bとして、論を進める。

この「佐州地震一件」の二通の文書を書いた阿久沢氏とは何者なのであろうか。「小木湊御普請記録」によると、当時の佐渡奉行所の体制は次のようなものであった。

一、小木大変之節御在勤覚

御奉行 鈴木新吉殿

御組頭 南条 助七郎殿

阿久沢弥平治殿

江戸広間役 関根 基三郎

平野理右衛門

右の史料により、文書Aにみえる「同役助七郎」とは、組頭南条助七郎であつたことがわかる。よつて、「佐州地震一件」の二通の文書を書いた阿久沢氏は佐渡奉行所の二人の組頭のうちの一人、阿久沢弥平治であつたことがわかる。

この二通の文書の筆者が佐渡奉行所組頭であることから、「佐州地震一件」の

二通の文書A・Bは幕府へ提出された地震被害の報告書と考えてよからう。

## 二 一八〇二年佐渡小木地震被害の特徴

二章では、文書A・Bによって、佐渡小木地震の被害の特徴を明らかにする。まず、文書Aの検討から始める。文書Aの被害報告は、佐渡奉行所が存在する「相川表」と「在方」に区分され、その上で「在方」は「小木湊」と「其外村々八、九拾ヶ村」の被害状況が記されている。

相川表については、筆者の阿久沢弥平治が住む役宅があるところなので、地震直後からの詳細な報告があるものの、焼失家・潰家・大破家の報告はない。

十一月十五日の二度の地震による小木湊の被害は、四五〇軒程の家屋が残らず潰れ、二二、三〇軒の家屋が焼失、船掛けの湊の端のうち六、七〇間が隆起し潮干潟になった。小木湊以外の村々八、九〇ヶ村の被害は、潰家六百七、八〇軒、大破の家一四〇〇軒余であった。

小木湊が隆起したこと、小木湊の被害のみが特に報告されている点は注目すべきことである。

次に文書Bの検討を行う。文書Bは、「相川始銀山内所々破損、其外在々焼失家・潰家・破損家・焼死人・横死人等在之、亦は田畠・用水路・道・橋等所々損所出来仕候付、早速支配之者差出見分為仕取調候」とあるように、支配の者を派遣して相川をはじめ銀山内の破損、在方の焼失家・潰家・破損家・焼死人・横死人・田畠・用水路・道・橋等を調べ上げたものである。

文書Bは、「相川之分」・「銀山内分」・「西三川金山之分」・「在之分」に区分され、被害状況が書き上げられている。相川・銀山・西三川金山の被害状況が具

体的に報告されているが、焼失家・潰家・大破家の報告はない。数字を上げて焼失家・潰家・大破家の被害状況が報告されているのは「在之分」である。よつて、以下の検討は、「在之分」について行う。

「在之分」は、一国全体の被害状況が書き上げられ、さらに郡ごとに被害状況が書き上げられている。佐渡国は加茂郡・雑太郡・羽茂郡の三郡なので、郡名が記されていない集計部分は羽茂郡と考えてよからう。ただ、「羽茂郡小木町村<sup>(4)</sup>」のみは別に書き上げられている。文書Bに記載された被害のうち、焼失家・潰家・破損家・焼死人・横死人・怪我人のみを取り出し表にしたのが、表1である。総数は文書Bに記載された数字である。

表1の潰家の数を見ると、郡ごとの被害報告とは別に小木町村の被害が書き上げられていることがわかる。この報告方法は文書Aと同じである。被害報告

で小木町村が他の地域とは別に報告されていることは、小木町村が特別に被害が大きいことが地震直後から認識されたことがある。

郡名 被害別	加茂	雑太	羽茂	小木	総数
焼失家	0	0	0	328	328
潰家	5	454	208	65	732
破損家	20	922	457	34	1423
焼死人人	0	0	0	14	14
横死人人	0	0	1	4	5
怪我人	0	0	2	0	2

出典)『一言一話』所収「佐州地震一件」

死者は焼死者と横死人に分類されている。横死人とは、文書Bによると、家屋が震い潰れた時に屋根の下敷きになつて即死した人のことである。焼死者一人はすべて小木町村の焼死者である。横死人も五人中四人が小木町村である。この地震による死者のほとんどが一地域に集中している。死者数だけみてもこの地震の特異性が理解できる。

次に家屋の被害について見てみよう。文書Aによると、小木湊の全家屋数は四五〇軒程で、その家屋は残らず潰れたとある。この記述を表1と照合してみよう。表1の小木町村の焼失家・潰家・破損家の総計は四二七軒である。小木町村の總家屋数を四五〇軒とするとき、九五パーセントが何らかの被害を受けたことになる。また、焼失家・潰家をあわせると三九三軒となり、全家屋数の八七パーセントになる。小木町村はこの地震で壊滅状態になつたとみてよいだろう。焼失家・潰家・破損家からみても、小木町村に被害が集中していると考えることができる。<sup>⑤</sup>

さらに、一国単位で被害の地域的特質を見てみよう。文書Bには、加茂郡・雑太郡それぞれの被害を受けた村数が記されている。それによると、加茂郡では一〇〇村のうち被害を受けた村は一一ヶ村、雑太郡では一〇一村のうち被害を受けた村は三六ヶ村とある。加茂郡では一一パーセント、雑太郡では三五・六パーセントの村が被害を受けたことになる。

また、雑太郡・羽茂郡と比較して加茂郡の被害村の割合は低い。表1を見ても、加茂郡の潰家・破損家は少ない。郡別の比較では雑太郡・羽茂郡と比較して加茂郡の被害はそれほど大きいものではなかつたことがわかる。

図1 近世佐渡国郡界図（天保年間）



文書Aによると、佐渡一国で被害を受けた村は八、九〇ヶ村、潰家六七、八〇軒、大破家一四〇〇軒余である。これは小木町村を除いた数字である。これに対応する数を表1で求めると、潰家は六六七軒となり、文書Aの潰家六七、八〇軒という数字とほぼ同じである。また、破損家は一三九九軒で、文書Aの大破家一四〇〇軒余とも近い数となつてている。そうであるとすると、文書Aの被害を受けた村数八、九〇ヶ村というのもほぼ正確な数ではなかろうか。

天保五年（一八三四）の佐渡国郷帳によると加茂郡一〇〇ヶ村、雑太郡一〇〇ヶ村、羽茂郡六一ヶ村<sup>⑥</sup>となつていて、文書Bの加茂郡・雑太郡の村数とそれほど大きな違いはない。文書Bには羽茂郡の村数記載がないものの、羽茂郡の村数を郷帳記載の六一ヶ村とすると、この地震が起つた年の佐渡一国の村数は二六二ヶ村となる。二六二ヶ村のうち八、九〇ヶ村が被害を受けたのであるから、佐渡一国のうち三一～三四パーセントの村が潰家・大破家の被害を出したことになる。

以上、一八〇二年に佐渡を襲つた地震は、小木地域が焼死者・横死者・焼失家・潰家が、他の地域と比較して異常に多いことから、小木地域に地震被害が集中していることを明らかにした。さらに、雑太郡・羽茂郡と比較して、小木半島から離れた加茂郡は被害が少ないことを明らかにした。

最後に本稿で使用した史料の限界について述べておきたい。史料では、潰家・

破損家が焼失したのか、潰家・破損家ではない家が焼失したのかについての区別がつかない。おなじく、焼死人は横死人が焼死したのか、横死ではない者が焼死したのかについての区別がつかない。

文書Aに、「家居四百五十軒程之処、不残潰候上、式百式三拾軒程焼失いたし」とあり、潰れた上で焼失したと記載されているので、表1の焼失家のうちには潰れた家・破損した家が含まれていたものと思われる。また、高田藩の「万年覚」所収「十一月十五日巳刻未刻両度地震ニ付國中村々先注進指出右之内荒増書」<sup>(8)</sup>には、「小木村御番所役屋五軒潰レ、残町家多ク潰、夫る出火ニ相成、同所湊間之内汐干候而、津波可致候様子ニ付、右出火消防不行届、山ノ手或ハ野辺へ逃去候由、荒増焼失」とあり、小木の町家の多くが潰れ、それより出火したと記されているので、文書Bの小木町村の焼失家の多くは潰れた上に焼失したものと考えられる。しかし、潰家・破損家ではない家屋が焼失することもあるであろうから、潰れた上で焼失した家数と潰家・破損家ではない家屋が焼失した家数の割合は明確ではない。

また、史料では家屋が潰れた原因、破損した原因是不明である。先に掲げた「十一月十五日巳刻未刻両度地震ニ付國中村々先注進指出右之内荒増書」によると、一五〇軒余のうち一〇〇軒程が潰れている雑太郡金丸・金丸本郷について、「金丸本郷地割レ砂五、六尺孕出候」と記しているように、大きな被害を受けている地域は軟弱な地盤のために潰れていることがわかる。しかし、地震の揺れのみを要因とする潰家・破損家と揺れと軟弱な地盤との複合要因とする潰家・破損家の比率は明確にはならない。

このような限界はあるものの、佐渡奉行所からの幕府への地震被害報告書によつて、一八〇二年に佐渡島を襲った地震は小木地域に集中した被害をもたらした地震であることが明確にできたことは重要である。

## 注

(1) 文部省震災予防評議会、一九四三年。

(2) 『大田南畠全集』第十四巻、岩波書店、一九八七年。

(3) 中川ササ子氏所蔵文書『新潟県史 資料編9近世四 佐渡編』新潟県

(4) 「小木町村」という表記は、幕府提出文書等での表記であり、実態は町である（拙著『日本中世戦国期の地域と民衆』清文堂、一〇〇一年）。前掲注(3)「小木湊御普請記録」には「小木町」とみえる。

(5) 宇佐美龍夫『新編日本地震被害総覧【増補改訂版四一六一一九九五】』(東京大学出版会、一九九六年)も文書A・Bを使用して、「小木で四五三戸のうち、ほとんど全潰、うち三二八戸焼失、死一八、佐渡三郡全体で焼失三一八、潰家七三二、破損家一、四二三」と説明しているが、この説明では文書AとBを区別しないで説明しているため、小木の被害の説明が理解できないものとなっている。

(6) 国立公文書館所蔵、天保五年一二月佐渡国郷帳『新潟県史 資料編9近世四 佐渡編』新潟県

(7) これは、この地震の起震断層が小木半島南岸の比較的近いところ、おそらく数キロメートル以内に位置しているという理解（太田陽子「佐渡小木地震（一八〇二年）による隆起量の分布とその意義」『地震』第一集第二九巻、一九七六年）に対応するものであると考えられる。

(8) 中村辛一編『高田藩制史研究』資料編第三巻、風間書房、一九六八年。

この史料は、各村々から提出された被害状況を大まかにまとめたもので、このような史料をもとに文書Bが作成されたものと考えている。